

給与支払者の皆様へ

参加無料
先着40名

定額減税制度 説明会のお知らせ

令和6年分の所得税について定額による所得税の特別控除(定額減税制度)を実施することとされており、令和6年6月1日以後最初に支払う給与等につき源泉徴収を行う際から定額減税を行うこととなります。

このセミナーでは、定額減税の制度内容や実務についてわかりやすく解説します
この機会にしっかりと確認して、事務処理に備えましょう！
是非ご参加ください。

Point!

※(注)中小企業や小規模事業の
経営者・経理担当者
に関する内容になっています!

*税制改正により、1人当たり4万円(所得税・住民税)の定額減税が実施されます。

*減額方法は、6月1日以降の給与支給時及び
年末調整時に、給与天引きから調整します。

日時：2024年5月20日(月)

時間：(受付13:30~)

14:00~15:00

場所：名護市産業支援センター 2階 会議室

給与計算・年末調整の実務上
「いつまでに何をすべきか？」を
わかりやすく解説します。

①定額減税の概要

- ・定額減税の対象者
- ・特別控除の額
- ・控除の実施方法(給与計算・年末調整)

②実務上の注意点

- ・6月前の対応や事務準備について
- ・給与明細・源泉徴収への記載
- ・源泉所得税の納付

③質疑応答&個別説明

※駐車場に限りがあります。
満車の場合は
近隣のコインパーキングを
ご利用ください。<(_)_>

下記の受講申込書に必要事項をご記入の上、本会にお申し込みください。(FAX可)

事業所名		業種	
所在地	〒	TEL	
受講者名①		FAX	

お問い合わせ

主催：名護市商工会

担当：志慶眞・又吉・大里

名護市大中一丁目19番24号 tel:0980-52-4243 fax:0980-53-7204